

福島市文化振興条例

令和4年12月26日 条例第38号

私たちの文化は、この地ならではの自然や歴史、生活の中で生まれ、継承されてきました。

吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた県北地方の盆地に、阿武隈川が南北に流れ、そこに荒川や摺上川、松川などの清流が注いでいます。里山や扇状地には、桃源郷と称される花見山やくだもの畑に代表される花と緑の田園風景が広がり、盆地の中心部には山岳信仰の地であった信夫山があります。このような豊かな自然と美しい風景は、福島市規模の人口を有する都市としては稀有なものです。

この地では、縄文の精神を今に伝える通称しゃがむ土偶が出土するなど高い文化性を有する生活がはるか昔から営まれており、平安時代には本市の地名を歌枕とした歌が遠い都でも多数詠まれています。江戸時代には奥州街道や阿武隈川を通じた人・物の流通の拠点として栄え、明治時代にかけて養蚕業が盛んになると、金融・経済の拠点として発展を遂げました。昭和以降は、果樹栽培へ転換が進む一方、県都や東北の玄関口としての都市機能を有し、さらに大学をはじめとする高等教育機関や美術館、図書館、音楽堂など多数の文化施設の集積もあり、県内の文化活動の拠点都市となっています。

このような中、現在は、先人たちのたゆまぬ努力によって発展・継承された多様な文化が、市民生活に根付いています。名誉市民である古関裕而氏に象徴される音楽、花々を愛でる活動、地域に根差した祭りや伝統行事、地域特有の郷土食や旬を彩るくだもの、それぞれ特長をもつ温泉、城跡・遺跡をはじめとする歴史的資源など、これらは、本市が誇るべき特色ある文化です。一方で、近代の繁栄の象徴であった多くの歴史的建造物を失ってきたことは文化的損失であり、その反省を今後の文化振興に生かしていかなければなりません。

地域に根差した文化は、私たちの心と生活に安らぎや潤いをもたらすとともに、福島人としてのアイデンティティを確立し、私たちのふるさとを愛する心や創造力、多様性を尊重し認め合う心を養い、さらには魅力ある地域づくりの推進に寄与するものです。

ここに、福島市ならではの特色ある文化を守り、持続的に発展させていく決意を共有し、その取組みを推進していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、文化振興に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、福島市らしい特色ある文化の継承と持続的な発展を図り、もって市民のふるさとへの愛着の醸成、文化が息づく心豊かな市民生活及び魅力あふれる地域の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化 文化芸術及び歴史文化のことをいう。ここで、文化芸術とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする芸術や芸能、生活文化、国民娯楽などをいい、歴史文化とは、福島市文化財保護条例（昭和34年条例第7号）が対象とする有形・無形文化財、史跡、名勝などをいう。

(2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。

(3) 市民 市内に居住する者、通学する者又は通勤する者をいう。

(4) 文化活動を行う者 市内で文化活動を行う個人及び団体をいう。

(5) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

（基本理念）

第3条 文化振興に関する施策の推進にあたっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

(1) 文化活動を行う者の自主性、創造性、活動の多様性を尊重すること。

(2) 誰もが文化を鑑賞し、これに参加、これを創造できることを尊重し、市民の文化意識の高まりや文化活動の活発化に向けた環境の整備に努めること。

(3) 子どもや若者に対する文化に関する教育を推進すること。

(4) 本市で育まれてきた特色ある文化の保護、継承及び発展に努めること。

(5) 本市で育まれてきた特色ある文化の発信等により市内外の地域及び人々との文化を生かした交流の推進を図ること。

(6) 文化活動を地域社会や観光、まちづくり、教育などの各関連分野と連携させ、市全体の活力を高めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に則り、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 前項において市は、本市らしい特色ある文化振興につながるよう特に意を用いなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、自主性にに基づき、日常生活において文化に触れ、親しむとともに、文化活動の内容について理解し、尊重するよう努めるものとする。

（文化活動を行う者の役割）

第6条 文化活動を行う者は、自主的かつ主体的に、文化活動の充実を図るとともに、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、事業活動を通じて文化を創造し、若しくは享受する活動を支援するよう努めるものとする。

（文化振興施策）

第8条 市は、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化振興にかかる計画を定めるものとし、その策定にあたっては、市民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする。

2 市は、地域社会、観光、まちづくり、教育等に関する施策を進めるときは、文化の要素を取り入れ、それらの施策と文化振興が相乗効果を発揮するよう努めるものとする。

る。

(審議会の設置)

第9条 市は、前条第1項の計画その他の文化の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として福島市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。

- 2 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 文化活動において経験を有する者
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 審議会について必要な事項は、別に規則で定める。

(基金の設置)

第10条 本市の文化の振興に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島市文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計予算の定めるところによる。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 6 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(福島市文化施設整備基金条例の廃止)
- 2 福島市文化施設整備基金条例（昭和54年条例第7号）は、廃止する。

(福島市古閑裕而音楽賞基金条例の廃止)
- 3 福島市古閑裕而音楽賞基金条例（平成2年条例第22号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | | |
|------------|----|--------|--|--|--|
| 文化財保護審議会委員 | 日額 | 8,000円 | | | |
|------------|----|--------|--|--|--|

」

を
「

| | | |
|------------|----|---------|
| 文化財保護審議会委員 | 日額 | 8,000 円 |
| 文化振興審議会委員 | 日額 | 8,000 円 |

」

に改める。